

第2章 条例個別指定制度について

導 入 編

1 指定申出手続

指定を受けようとするNPO法人は、指定申出書等を名古屋市（市民活動推進センター）に提出してください（条例3）。

ただし、申出書の提出に当たっては、提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している必要があります（条例4①(7)）。

◎ 指定を受けるための申出書及びその添付書類

申 出 書

申 出 書 の 添 付 書 類

- | |
|--|
| ① 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 |
| ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 |
| ③ 実績判定期間内の各事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿及び当該事業年度の末日の社員のうち10人以上の者の名簿 |
| ④ 役員名簿 |
| ⑤ 定款等（定款、認証書の写し（認証に関する書類の写し）及び登記事項証明書の写し） |

(注) ③④⑤の書類については、市所轄法人が申出をする場合には、添付の必要はありません（条例3②）。

2 事前チェックシート

- 指定を受けるためには、条例等に定められた次に掲げる基準等に適合する必要があります。
- 申出書の提出を検討されている方は、まず、以下の10項目のチェックポイントを確認してください。
- 項目③、④、⑥D・Eは実績判定期間において、項目①、②、⑤、⑥A・B・C、⑦、⑧、⑨は、指定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。
- 実績判定期間とは、指定基準の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分(初めて指定を受けようとする法人は2事業年度分)の各科目の合計金額を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

《チェックポイント》

①	市内に事務所を有している(P10)	適・否
② (公益要件)	【活動の内容に関する基準】 市内で行う特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するもので、かつ、その事業が継続して行われる見込みがある(P11)	適・否
③ (公益要件)	【市民等からの支援に関する基準】 ア 寄附者の数が年平均50人以上で、かつ、寄附金の総額が年平均15万円以上である(P12) 又は イ 無償で特定非営利活動に従事する者が年平均延べ50人以上で、かつ、その従事した時間の合計が年平均300時間以上である。ただし、実人数は年平均20人以上であること(P13)	適・否
④	事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P14)	適・否
⑤	運営組織及び経理が適切である(P16)	適・否
⑥	事業活動の内容が適正である(P17)	適・否
⑦	情報公開を適切に行っている(P18)	適・否
⑧	所轄庁に対して事業報告書などを提出している(P19)	適・否
⑨	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P20)	適・否
⑩	設立の日から1年を超える期間(2事業年度)が経過している(P21)	適・否
⑪	欠格事由のいずれにも該当しない(P22)	適・否

ご注意ください！

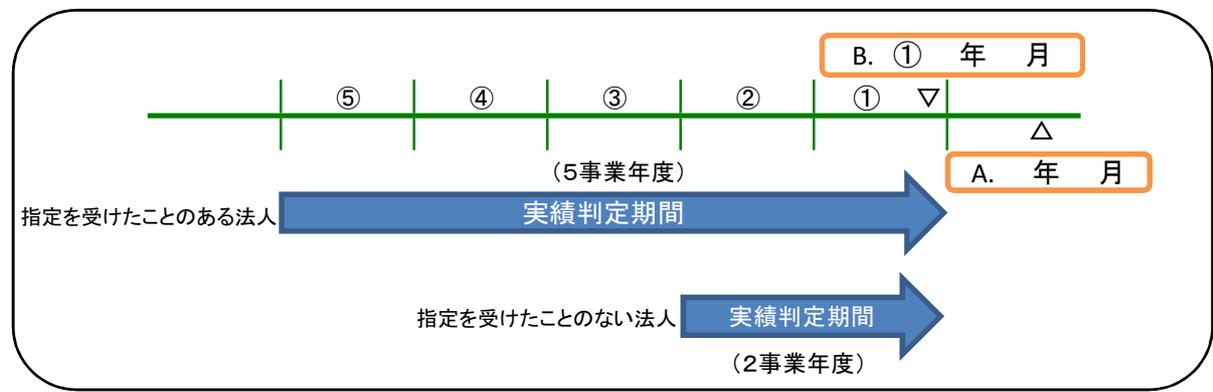
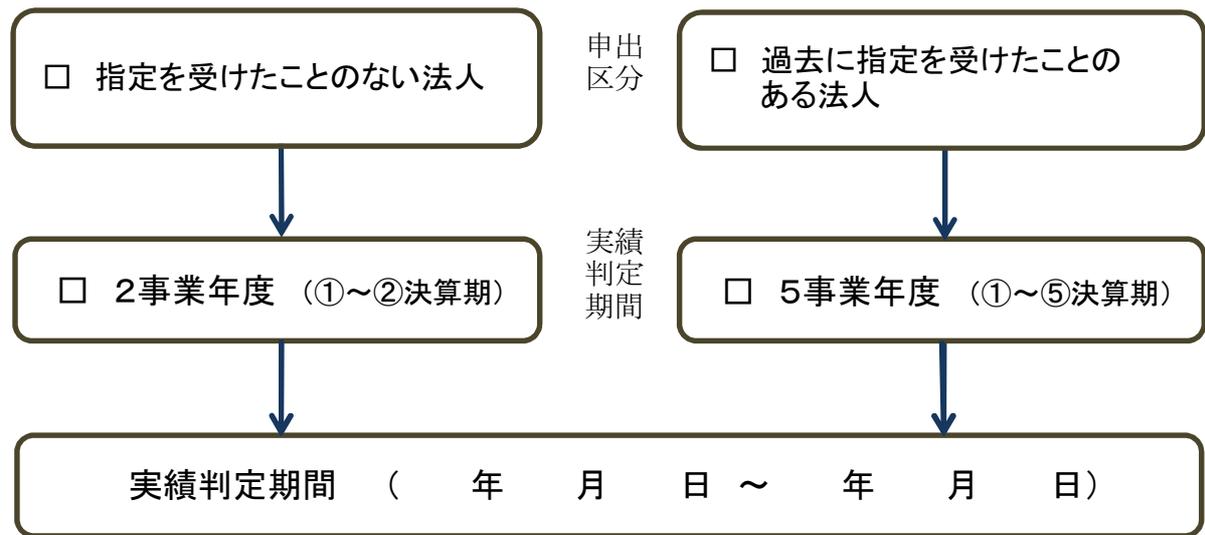
- このチェックシートは、指定基準を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず指定を受けることができるとは限りません。
- ご不明な点がある場合や指定基準の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、お気軽に名古屋市(市民活動推進センター)にお問い合わせください。

— 実績判定期間について —

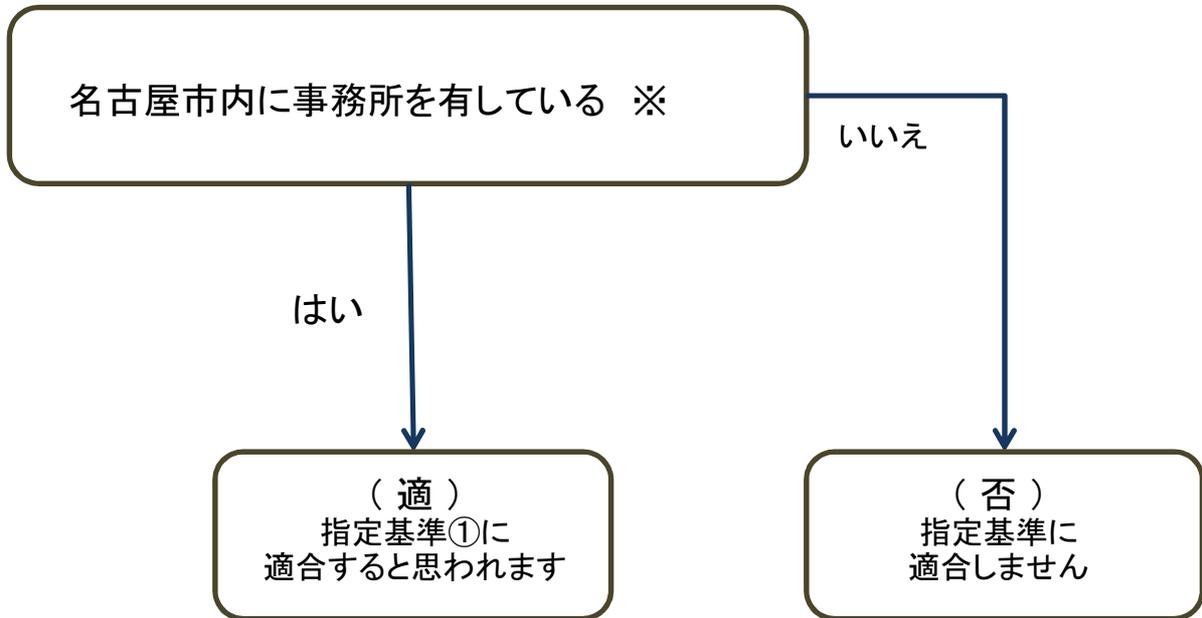
- 実績判定期間とは、指定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に指定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申出(予定)年月日 (年 月 日)	B. 直前終了事業年度 (① 年 月 日 ~ 年 月 日)
---------------------------	----------------------------------

Bの1年前事業年度	② (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの2年前事業年度	③ (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの3年前事業年度	④ (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの4年前事業年度	⑤ (年 月 日 ~ 年 月 日)



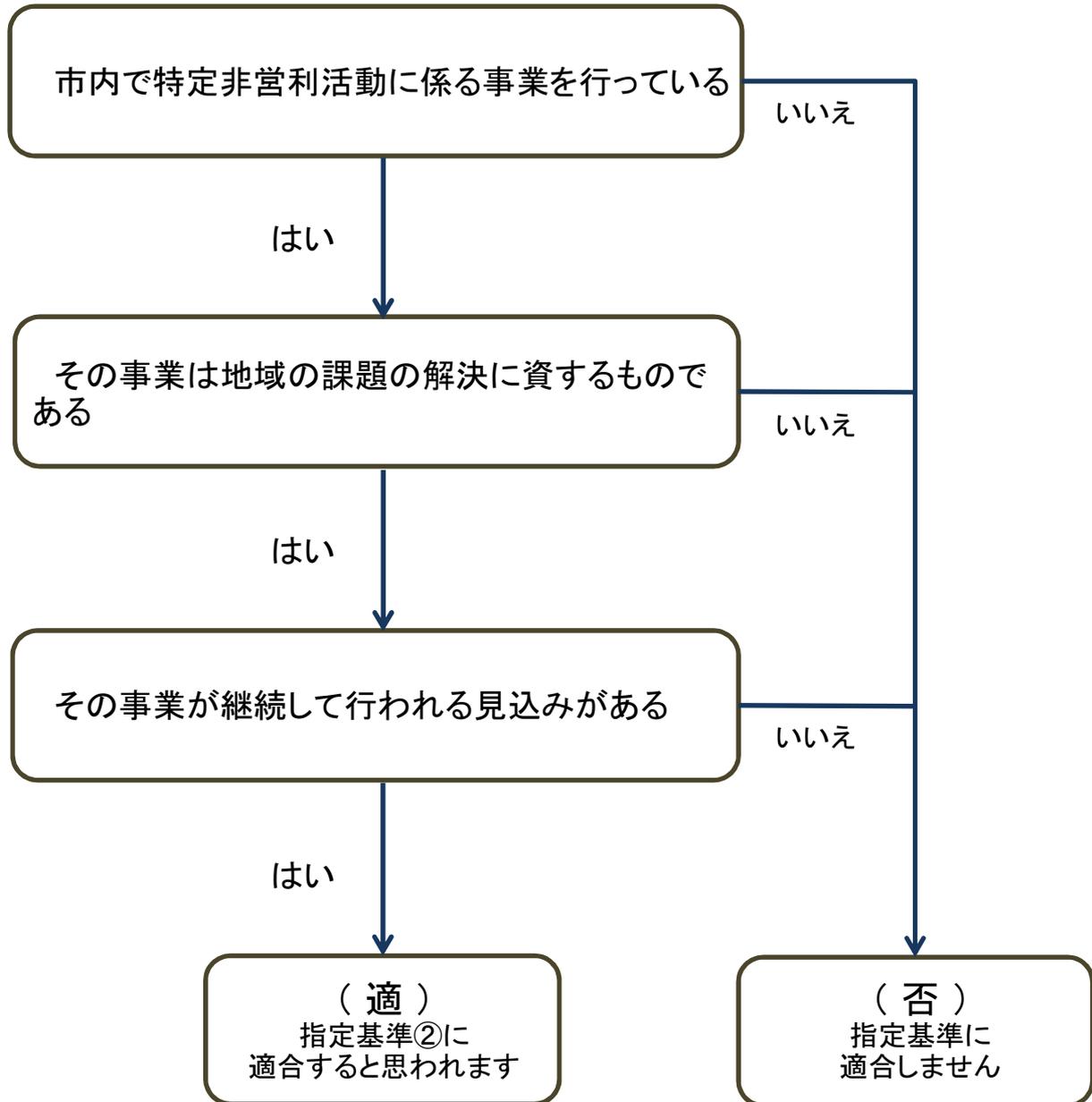
指定基準① — 事務所の所在地について —



※ 「事務所を有している」とは、主たる事務所又は従たる事務所として、定款上の事務所があることをいいます。

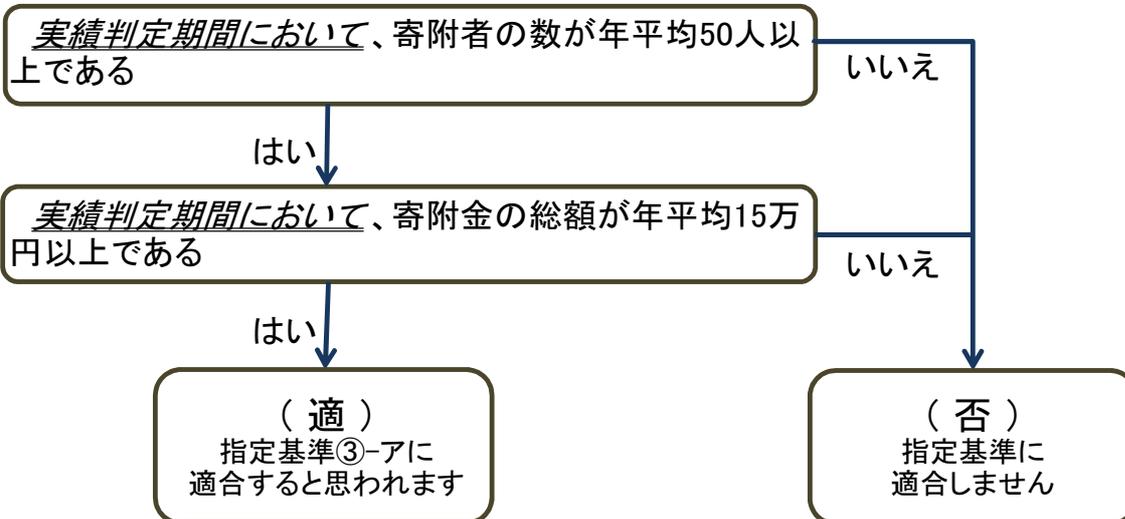
指定基準②

—公益要件(活動の内容に関する基準)について—



☆ 基準③については、アとイのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準③-ア —公益要件(市民等からの支援に関する基準)について—
【寄附者・寄附金基準】



(注意事項)

- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 以下の寄附は、上記の寄附者数及び寄附金に含めません。
 - ① 申出法人の役員及びその役員と生計を一にする者からの寄付
 - ② 氏名(法人・団体にあつては、その名称)又は住所が明らかでない者からの寄付
 - ③ 休眠預金等交付金関係助成金のみの寄附者及び同助成金の寄附金額

★ 実績判定期間中に、寄附者が50人以上でない事業年度や寄附金の総額が15万円以上でない事業年度がある場合には、次の算式によりそれぞれ適合するかどうか判定してください。

★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

	実績判定期間月数(A)				寄附者数(B)		寄附金総額(C)	
①	自	年	月	日	月	人		円
	至	年	月	日	月	人		円
②	自	年	月	日	月	人		円
	至	年	月	日	月	人		円
③	自	年	月	日	月	人		円
	至	年	月	日	月	人		円
④	自	年	月	日	月	人		円
	至	年	月	日	月	人		円
⑤	自	年	月	日	月	人		円
	至	年	月	日	月	人		円
	合計				月	人		円

寄附者数 $\frac{Bの合計() \times 12}{Aの合計()} = \boxed{\text{年平均}} \text{人} \geq 50人$

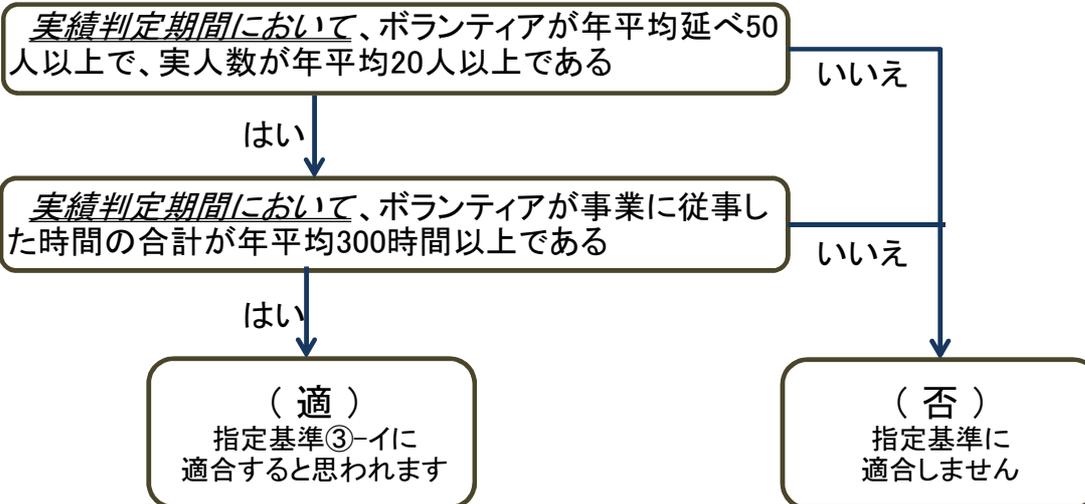
寄附金総額 $\frac{Cの合計() \times 12}{Aの合計()} = \boxed{\text{年平均}} \text{円} \geq 15万$

※ 初めて指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申出書に添付してください。

☆ 基準③については、アとイのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準③-イ ー公益要件(市民等からの支援に関する基準)についてー
【従事者・時間数基準】

ボランティア・・・無償で法人の特定非営利活動に係る事業に従事した者



(注意事項)

- 以下の者が従事した場合には、ボランティア数・時間に含めません。
 - ① 実費相当額以上の額の金銭、物品等を受けて事業に従事した者
 - ② 申出法人の役員及びその役員と生計を一にする者
 - ③ 氏名又は住所が明らかでない者

- ★ 実績判定期間中に、ボランティアが延べ50人・実人数20人以上でない事業年度や従事時間が300時間以上でない事業年度がある場合には、次の算式によりそれぞれ適合するかどうか判定してください。
- ★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

	実績判定期間月数(A)	延べ人数(B)	実人数(C)	従事時間(D)
①	自 年 月 日 至 年 月 日 月	人	人	時間
②	自 年 月 日 至 年 月 日 月	人	人	時間
③	自 年 月 日 至 年 月 日 月	人	人	時間
④	自 年 月 日 至 年 月 日 月	人	人	時間
⑤	自 年 月 日 至 年 月 日 月	人	人	時間
	合計	人	人	時間

ボランティア延べ人数 $\frac{Bの合計() \times 12}{Aの合計()} = \boxed{\text{年平均}} \text{人} \geq 50人$

ボランティア実人数 $\frac{Cの合計() \times 12}{Aの合計()} = \boxed{\text{年平均}} \text{人} \geq 20人$

従事時間 $\frac{Dの合計() \times 12}{Aの合計()} = \boxed{\text{年平均}} \text{時間} \geq 300時間$

※ 初めて指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係るボランティア名簿を作成し、申出書に添付してください。

指定基準④ — 活動の対象(共益的な活動の占める割合)について —

実績判定期間における事業活動

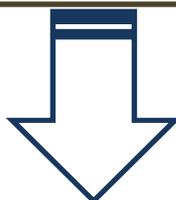
A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行

C. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E. 特定の者の意に反した行為を求める活動



AからEの事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい

いいえ

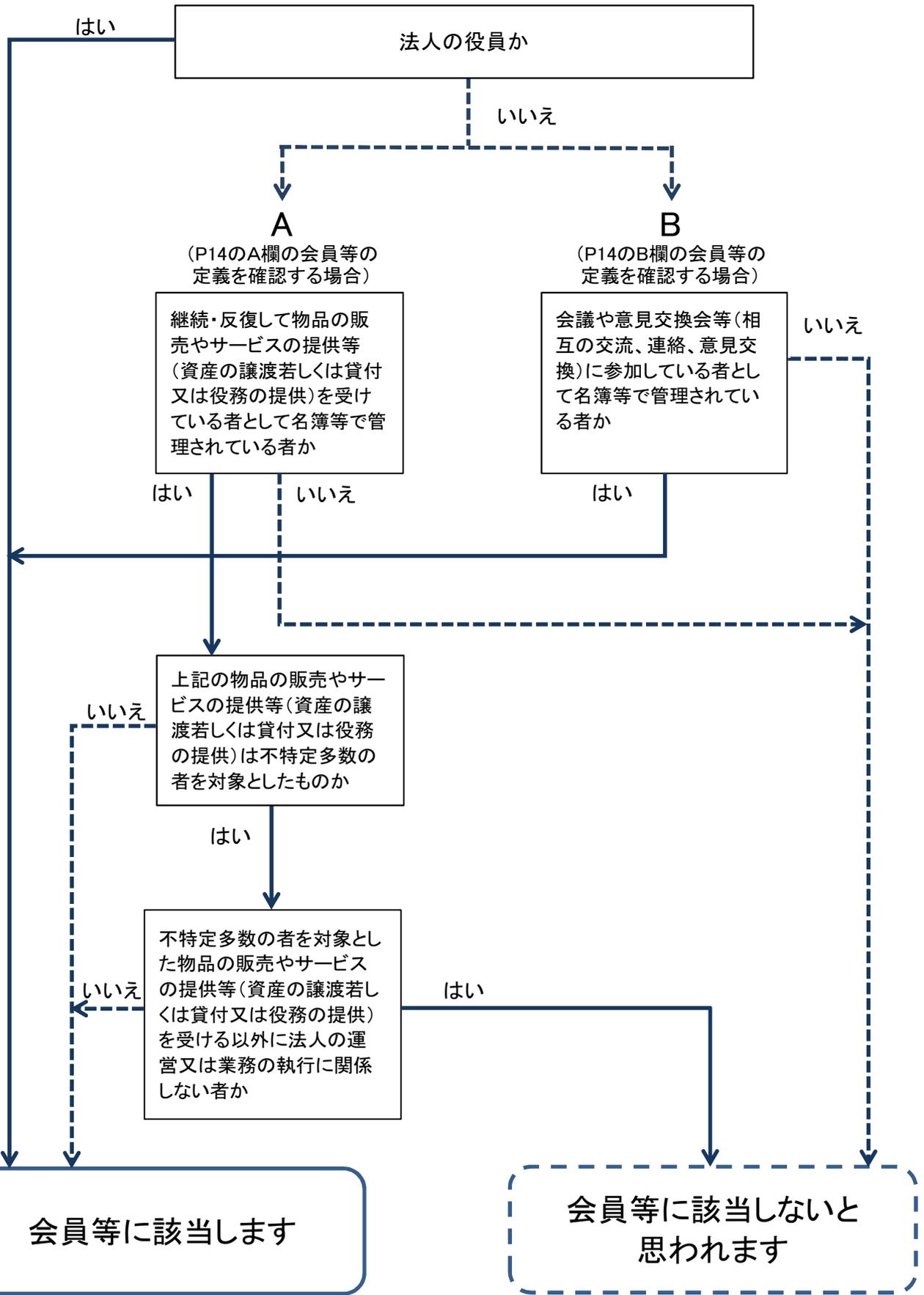
(適)
指定基準④に
適合すると思われます

(否)
指定基準に
適合しません

※ 「会員等」の定義については、P15を参照願います。

指定基準④

(参考)「会員等」について



指定基準⑤ — 運営組織及び経理について —

役員総数のうち、役員及びその役員の親族(配偶者・3親等以内の親族)等で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下である

いいえ

はい

役員総数のうち、特定の法人の役員又は使用人並びにこれらの者の親族(配偶者・3親等以内の親族)等で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下である

いいえ

はい

公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている又は、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存している

いいえ

はい

各社員の表決権が平等である

いいえ

はい

支出した金銭について用途が不明なものはなく、また、帳簿に虚偽の記載はしていない

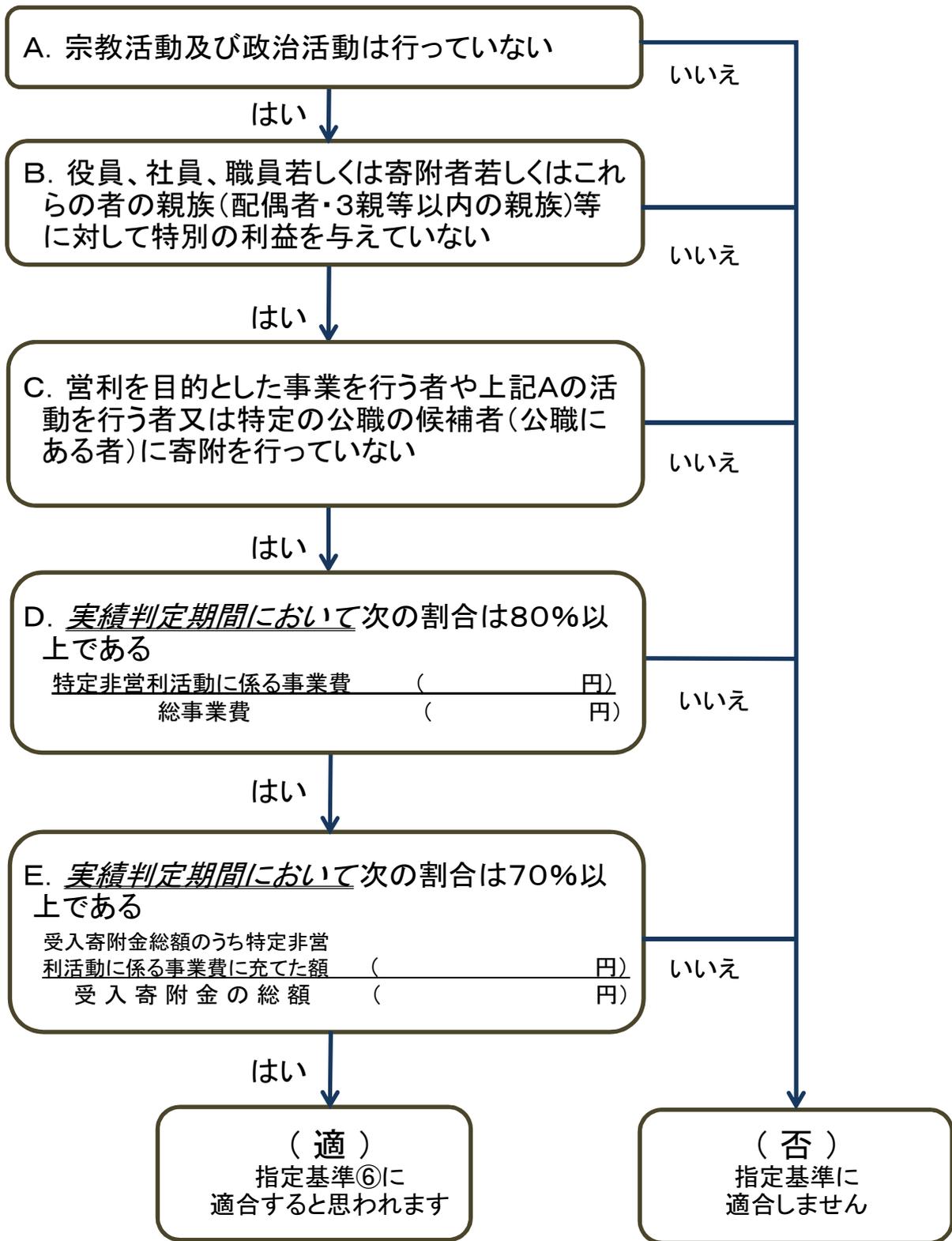
いいえ

はい

(適)
指定基準⑤に
適合すると思われます

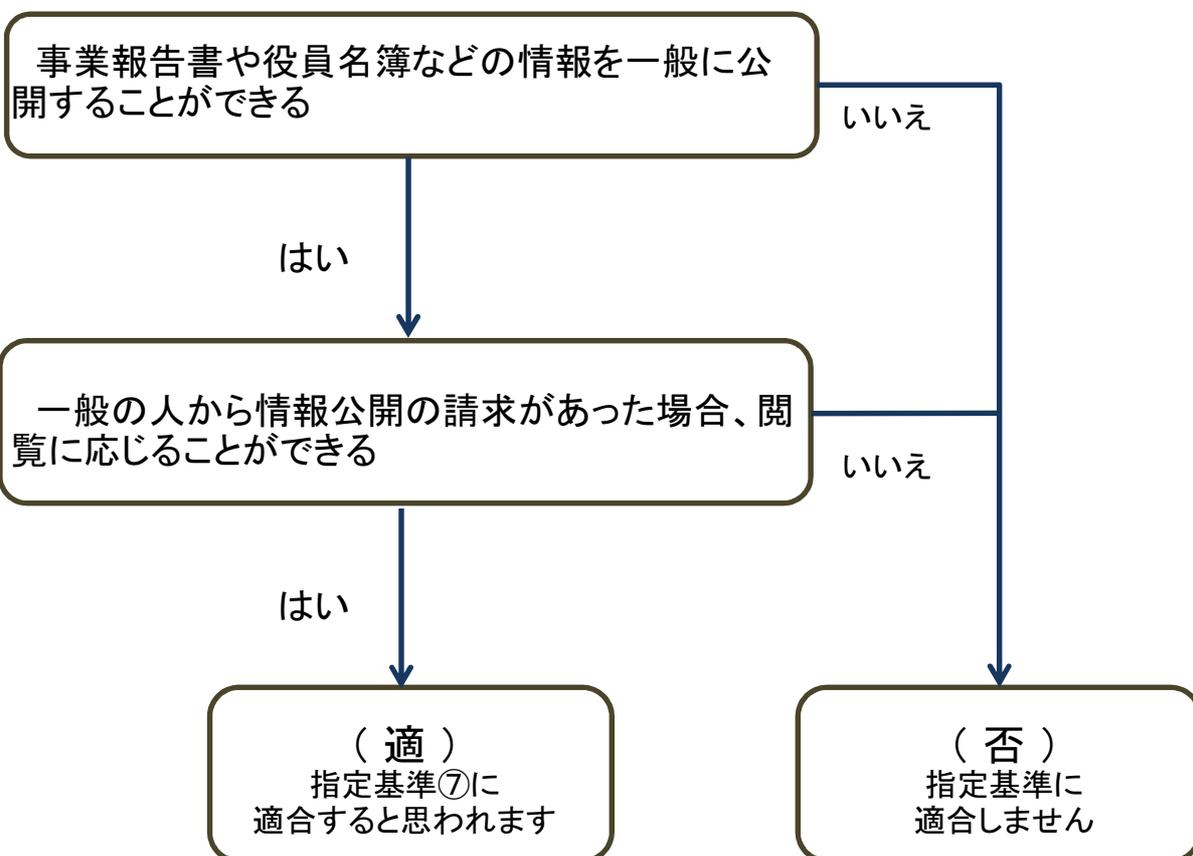
(否)
指定基準に
適合しません

指定基準⑥ — 事業活動について —



※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

指定基準⑦ — 情報公開について —



※ 閲覧の対象となる書類

- ・ 事業報告書等(P19参照)、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ・ 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に市長に提出した書類の写し

指定基準⑧ — 所轄庁への書類提出について —

各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出している

いいえ

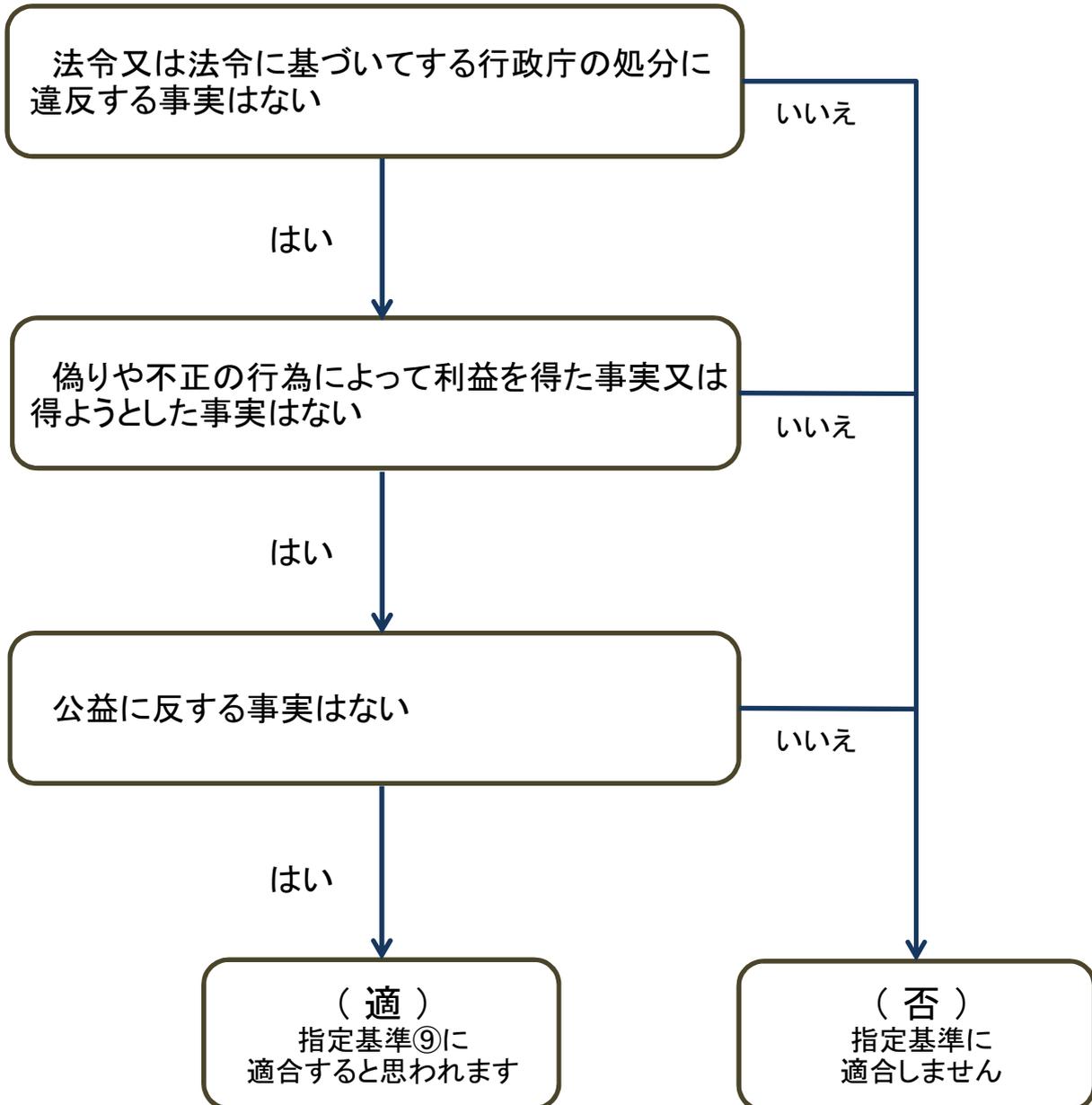
はい

(適)
指定基準⑧に
適合すると思われます

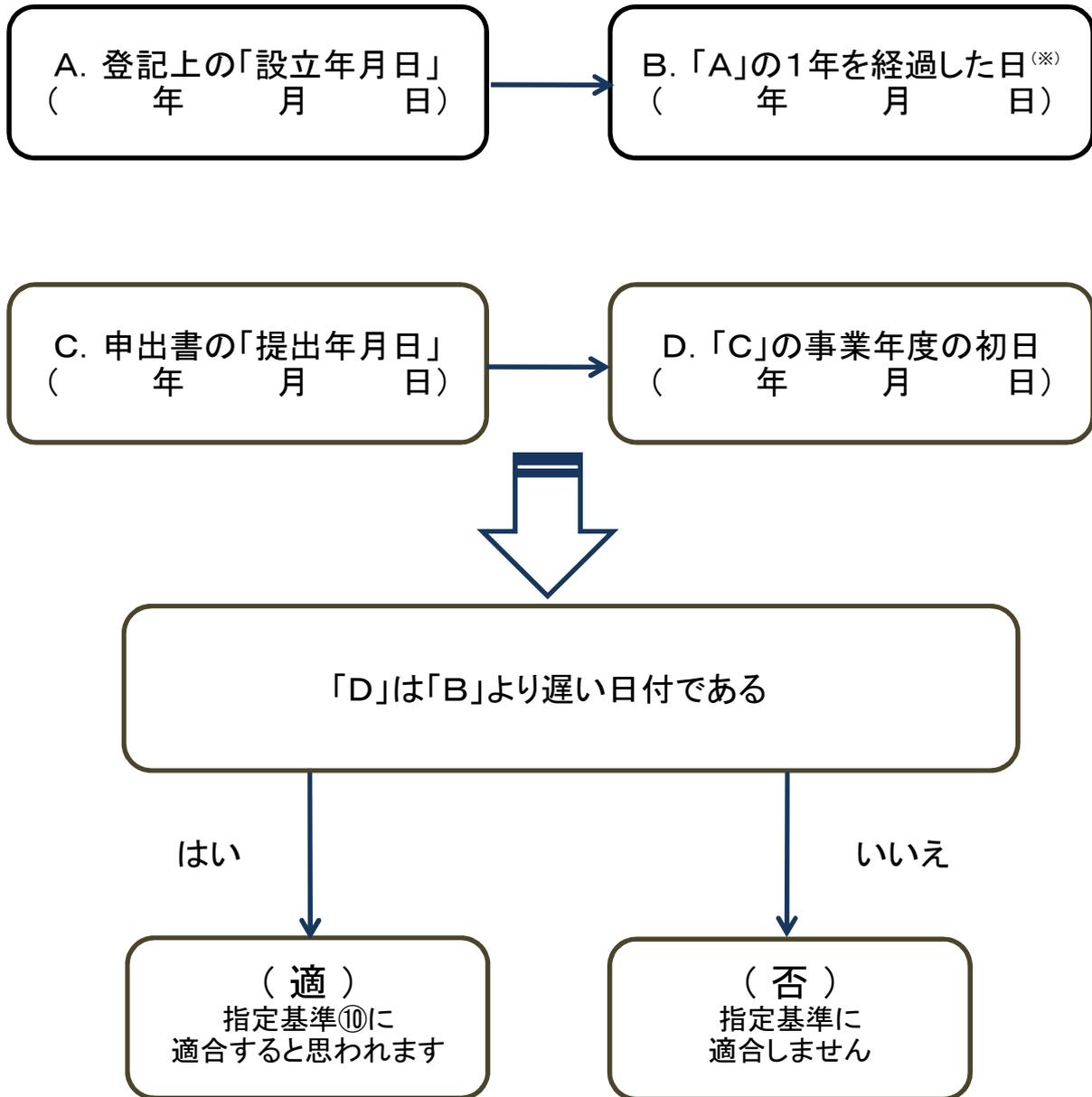
(否)
指定基準に
適合しません

- ※ 事業報告書等
- ・ 事業報告書
 - ・ 活動計算書
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 財産目録
 - ・ 年間役員名簿
 - ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

指定基準⑨ — 不正行為等について —



指定基準⑩ — 設立後の経過期間について —



※ 合併によって設立したNPO法人が申出を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申出を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

— 欠格事由について —

○役員の中に、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 指定、認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

はい

C. NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D. 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(J.において「暴力団の構成員等」といいます。)

いいえ

E. 指定、認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G. 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

I. 暴力団

J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

いいえ

(適)
欠格事由に該当
しないと思われます

(否)
欠格事由に該当します